

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW: 投資性会社の効用

2006 年1月1日から改正「会社法」が施行され、中国の会社の中国国内投資に関する規制が緩和されました。また、2008 年1月1日から「企業所得税法」が施行され、これまで外商投資企業に与えられていた所得税の優遇政策措置の多くの部分が制度としては廃止される状況となりました。上記の法制の変化により、投資性会社の意義があらためて問われているように思われます。今回は、投資性会社について紹介します。

Q: あるセミナーに参加したところ、セミナー講師は、「投資性会社は、その歴史的使命を終え、今後、外国企業は、一般の事業会社を通じて中国における企業グループの統括を検討することになるのではないか？」と説明していました。これは、どのような視点からの説明なのでしょうか？

A: 投資性会社に関する法制度は、投資性会社が①中国国内において投資活動を中心とする経営活動を行うこと、②投資性会社の投資が外国投資家投資として扱われその投資先企業は外商投資企業として各種の優遇政策措置の適用を受けることができること、③企業グループの中核会社として企業グループに属する会社の製品の販売及び各種のシェアードサービスの提供を行うことができることといった点を中心に内容が構成されていました。近時の法の修改正等により、上記①及び③に関する法規制が緩和され、投資性会社以外の外商投資企業も、それぞれの活動に従事することができるようになり、また、「企業所得税法」等の施行により、所得税に関する外商投資企業に対する優遇政策措置が全面的に廃止される等、②の点の優位性も基本的に失われています。投資性会社に関する法制度は、中国国内投資が規制されていた時代に制度化され、その後多くの変遷を経て現在に至っています。中国国内法制及び外商投資企業に対する規制の緩和及び規制分野の開放等の変化に、投資性会社に関する法制度が追いついているのか？現行の法制度において投資性会社の存在意義があるのか？というのが当該セミナー講師の視点ではないかと思います。

1 投資性会社の初期的な制度化

投資性会社は 1980 年代中ごろには既に存在していました。当時の対外経済貿易部の認可を受け、投資性会社が中国国内で投資をして設立する企業は、中外合弁企業等の外商投資企業として優遇政策措置の適用を受けることとされていました。投資性会社を外国投資家の中国における投資促進を目的とする会社と法的に位置づけたのは、1995 年4月4日に発布された「外国投資家の投資性会社の設立・運営に関する暫定施行規定」です。1995 年当時は、投資活動を主たる営業目的とする会社の設立は、「会社法」等の中央レベルの法規において一般的に認められておらず、国务院が承認した一部の大型国有企業においてのみ認める制度的建前になっていました。国有企業の改革等の過程にあつて、民間資本の会社が投資活動を通じて企業グループを形成することを一定の範囲で抑止するという政策が背景にあったものと思われる。

2 投資性会社に関する法制度の変遷

投資性会社は、投資活動に対する規制、商業分野、物流分野への外国投資家の投資に対する規制、貿易取引の規制等の各種の法規制が存在するなかで、投資性会社に中国国内における投資活動を認め、かつ、その投資を外資投資として扱い、投資先企業に外商投資企業として法的地位を与え、優遇政策措置の適用を認めるという点に主眼を置いて法制度が形成されてきました。こうした観点から 1995 年に前記

規定が発表されて投資性会社の設立・運営の制度化がなされたものの、その企業グループに対するサービスの提供等の投資活動以外になしうる経営活動の範囲が限定的で、投資性会社が企業グループの中核企業として活動するために十分な経営活動が保障されていないという外国企業からの批判がなされました。従前は投資活動を許容すること自体が外国投資家に対する特典であるという認識があったものと思われ、また、他方で、外国企業が当該特典を利用して中国国内に強大な企業グループを形成することを、国有企業以外の中国の会社においても制限していたと同様の視点から一定範囲で制限を課すという政策があったように思われます。

前記の批判を受け、当時の対外貿易合作部は、1999 年以後何度も補充規定を發布し、及び法規の修正を行い、順次投資性会社の経営範囲を拡大してきました。その一方で、拡大された経営活動を許容するための条件として、3000 万米ドルを新規の投資に投入したこと、及び法定される条件を満たして地区総部の認定を受けること等も定められたため、その経営活動の拡大という面からは、1つの会社においてその発展規模に応じて階層的な制度構造をとる等、他の外商投資企業には見られない複雑な法制度が形成され、現在に至っています。このほか、投資性会社にかかわる法制度が中国国内投資規制等の特別法を中心とする独自の法制度として形成されているため、法の改正により国内投資規制の緩和がなされた場合に、これが投資性会社について当該緩和が適用されない、又はその適用関係が不明確である等の批判がなされてきました。

3 今後の投資性会社の効用

近時、中国において企業グループを統括する会社として、(投資性会社でなく)自ら製品の製造・販売又は物流・配送の経営に従事し、中国における経営資源を集約する会社、即ち、事業会社を設置したいという要請もあるようです。この点、投資性会社との比較においての留意点として、投資性会社は、借入額が払込済登録資本の4倍(ただし、登録資本が1億米ドルを下回らない場合には6倍)までとされており、当該借入れがいわゆる外債である場合には当該資金をもって投資を行うことができる扱いとされていること(事業会社の場合には外債を含む借入資金をもって投資を行うことが困難です。また、外債の借入れには、投資総額と登録資本との差額規制、いわゆる投注差規制が適用され、仮に借入資金をもって投資に使用することができるとしても、外債として借入れた資金を利用する場合には投資性会社よりも限定された資金調達の限界があります。)、また、現法制下において、企業グループ内の資金の集中管理及び資金使用の効率化を目的として各種の財務管理サービスを提供する財務会社の設立主体は、投資性会社(地区総部認定を受けた投資性会社)に限定されていること、が挙げられます。更に、投資性会社についてはその親会社である外国企業が有する中国国内の外商投資企業に対する持分をもって投資性会社に現物出資することが従前から認められているのに対して、明確な法的根拠は見当たらないものの、事業会社については中国の政府機関が否定的な取扱いをする場合があります。

上記のような点について、投資性会社には一定の範囲で事業会社との比較において優位性を見ることができます。しかし、投資性会社を設立するインセンティブの基礎であった①会社の投資に対する法的規制が「会社法」の改正により基本的に廃止されたこと、②外商投資企業に対する優遇政策措置が「企業所得税法」等の施行により基本的に廃止されたこと、及び③製品の販売行為を含む企業グループを統括する経営が開放され、法規制が緩和されていることから事業会社も投資性会社と同様の販売統括及びシェアードサービスの提供を一定の範囲でなしうることになったこと等の状況を考えると、上記の投資性会社の優位性も事業会社との関係で絶対の要素ではなく、「いずれの会社類型で中国の企業グループを統括していくのか?」という判断の1つの要素となったといえるのではないかと思います。

また、現状、「会社法」に基づき、投資を目的とする会社の設立が認められているものの、外商投資企業については、投資性会社の設立・運営に関する特別法が存在するため、外国投資家が「会社法」に基づき投資会社を設立・運営することができない状況となっています。そもそも、投資性会社に関する法制の存在が、内外当事者に対する法適用の平準化という観点から、現行の「会社法」を基本法規とする会社に関する法制度と平仄を合せているのかどうか、という根本的な問題についても、解決が迫られているのではないかと思います。

露木・赤澤法律事務所

弁護士 赤 澤 義 文、弁護士 中 島 あずさ

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆肉、油、乳製品等一部地域で一時的な供給不足:商務部は3月24日、今年上期の主要消費財600種と主要生産財300種の市場供給に関する調査結果を発表した。需給バランスが取れているものは消費財が491種類、生産財が235種類。一方、一部地域で一時的に供給不足に陥っている消費財は豚肉、牛肉、羊肉、大豆、大豆油、ピーナッツ油、菜種油、鮮乳の8種類(2007年下期比で3種類増加)となった。中国の消費者物価(CPI)上昇率は、豚肉を中心とした食品価格の高騰を主因に高い伸びが続いており、本年2月は前年同期比8.7%増(うち、豚肉が同63.4%増)と、12年ぶりの高水準を記録している。

◆「オリンピック後も高速成長が続く」次期世銀副総裁が発言:5月末に世界銀行の副総裁兼チーフエコノミストに就任予定の林毅夫氏は25日、現地紙への寄稿の中で、北京五輪の関連投資が中国のGDPに占める割合は大きくなく、「ポストオリンピック不況はない」との見方を示した。また、五輪後も2010年の上海万博、アジア競技大会などの大型イベントが控えており、加えて①中国の産業高度化に伴う投資の増加、②今後5~10年に亘る国内消費の拡大、③産業集積、投資環境等の優位性による外商投資の持続的な増加、④オリンピックを契機とした対外貿易の発展が見込まれる為、今後も高速成長は続くだろうと分析している。

【産業】

◆中国の乳製品加工業 投資条件引き上げ:国家発展改革委員会は20日、乳製品加工業への投資に対する初めての規定となる「乳製品加工業への参入条件」を公布した。実施は4月1日。乳製品加工業の重複投資や資源の有効利用、環境保護等を目的とするもの。新規プロジェクトを立ち上げる際に、既存の同業他社と60キロメートル以上の間隔を置くこと、1日当たりの原料乳加工規模が200トン以上等の基準のほか、原料調達、加工設備、環境衛生等に関する条件も設けている。

【貿易・投資】

◆物価高騰 各地で最低賃金引き上げ:消費者物価が高止まりを見せる中、中国各地で最低賃金を引き上げる動きが相次いでいる。3月25日、上海市は食糧品を初めとする物価高騰が低所得者層の生活に影響を及ぼしているとして、4月1日より最低賃金を約14%引き上げ、960元/月とすることを発表した。昨年夏以来、物価高騰に呼応して、全国に同様の動きが広がっている。

<主要都市の最低賃金>(2008年3月28日現在) (元/月)

市	実施日	月額	引き上げ前
北京	2007.07.01	730	640
上海	2008.04.01	960	840
天津	2008.04.01	820	720
大連(大連経済技術開発区、大連保税區)	2007.12.20	700	650
深セン(特区内)	2007.10.01	850	810
広州	2008.04.01	860	780

出所:各省市労働・社会保障機構ホームページ

【金融・為替】

◆サービス貿易の対外支払い 税務手続を変更:外貨管理局と税務総局は、「サービス貿易の対外支払いの税務届出試行に関する通知」(匯発[2008]8号)を発表。4月1日より実施した。天津・上海・江蘇・四川・福建・湖南の6つのテスト地区に工商登記している企業が、6つのテスト地区所在の銀行で、5万米ドル超のサービス貿易の対外支払いを行う際、銀行に提出する書類のうち、従来の「税務エビデンス」(税金納付済み証明)が「税務届出表」(税務署に対する契約内容の届出)に変更される(5万米ドル以下の場合是不変)。なお、サービス貿易の対外支払いを行った企業は、規定の期限内に所轄税務機関へ申告納税手続を行う。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.03.24	7.0530	7.0508~7.0565	7.0555	0.0015	7.0521	-0.0305	0.9066	0.0000	10.8530	-0.0330	2.3660	3804.83	-179.4900
2008.03.25	7.0452	7.0436~7.0603	7.0448	-0.0107	7.0160	-0.0361	0.9059	-0.0007	10.9610	0.1080	2.3800	3808.24	3.4100
2008.03.26	7.0288	7.0252~7.0323	7.0318	-0.0130	7.0250	0.0090	0.9029	-0.0030	11.0111	0.0501	2.4600	3784.29	-23.9500
2008.03.27	7.0161	7.0105~7.0186	7.0105	-0.0213	7.0410	0.0160	0.9014	-0.0015	11.0578	0.0467	2.3900	3578.92	-205.3700
2008.03.28	7.0120	7.0110~7.0140	7.0120	0.0015	7.0092	-0.0318	0.9011	-0.0004	11.0479	-0.0099	2.3800	3756.12	177.2000

RMB レビュー&アウトルック

先週18日の全人代閉幕後、上昇が加速している人民元は、今週も7.0530でオープン後、堅調推移となった。預金準備率引上げにともなう地場金融機関の人民元売り米ドル買い(地場金融機関は預金準備金として中銀に外貨を積み立てる必要がある)や実需筋による月末の米ドル資金需要に一時的に上値を抑えられる局面も見られたものの、総じて人民元買いの圧力は根強く、連日の為替制度変更後の最高値更新の後、結局7.0120で越週となった。今週一週間で人民元は対米ドルで約0.6%上昇しており、3月単月では995ポイント、1.4%の上昇に達した。しかし米ドルが対主要通貨で下落するなか、人民元は円やユーロに対しては下落しており、人民元の上昇余地はあると言えよう。来週は心理的節目となる7.0000超えが予想されるが、足元のインフレ圧力の高まりもありさらに現状ペースでの上昇が続く可能性には注意が必要だろう。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。